

## 国立民族学博物館安全衛生管理規則

平成16年4月6日

規則第26号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法、労働安全衛生法等関連法令（以下「法令」という。）及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則第38条に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）の安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的な事項を明確にし、本館に勤務するすべての職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本館の安全衛生管理に関して必要な事項は、法令及びこの規則に定めるところによる。

2 本館は、本館の業務に係わる請負者及び協力組織等に、法令によるもののほか、この規則に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(館の責務)

第3条 本館は、この規則の目的を達成し、また労働災害を防止するために、安全管理体制を確立し、必要な措置を積極的に推進する。

(職員の責務)

第4条 職員は、本館が法令及びこの規則に基づき講ずる措置に積極的に協力し、健康保持増進・快適な職場環境の形成に努めるとともに、この規則及びその他本館が定める安全衛生管理に係る規定を遵守するものとする。

### 第2章 安全・衛生管理

(安全管理体制)

第5条 本館は、安全・衛生の推進のために総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生委員会を置き、必要な職務を行わせる。

(総括安全衛生管理者)

第6条 総括安全衛生管理者は、副館長（企画調整担当）をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は、安全衛生管理方針を決定するとともに、衛生管理者及び職場管理者を指揮して、労働災害防止、快適な職場形成に向けた統括管理を行う。

3 総括安全衛生管理者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 快適な職場環境の形成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

4 館長は、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(衛生管理者)

第7条 館長は、職員のうち、第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第10条に定める資格を有する者のうちから、衛生管理者を選任する。

2 衛生管理者は、第6条第3項各号に掲げる業務のうち労働衛生に係わる技術的事項を管理する。

3 館長は、衛生管理者が職務を遂行できないときには、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(衛生管理者の定期巡視)

第8条 衛生管理者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な事項を講じるものとする。

(産業医)

第9条 館長は、法令の定める要件を備えた者のうちから、産業医を選任する。

2 産業医は、次の事項の医学的分野を中心に管理する。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理及び快適な職場環境の形成に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置に関すること。

(産業医の定期巡視)

第10条 産業医は、少なくとも毎月1回職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じるものとする。

2 産業医は、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、館長又は総括安全衛生管理者に対し、職員の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

3 館長又は総括安全衛生管理者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重するものとする。

(安全衛生委員会)

第11条 本館に、安全衛生活動の充実を図り、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会の組織及び運営については別に定める。

(作業主任者)

第12条 館長は、法令の定める作業を行わせるときは、法の規定による資格を有する者の中から作業主任者を選任する。

2 作業主任者は、当該作業に従事する職員の指揮その他法令で定める事項を行わなければならない。

### 第3章 就業に当たっての措置

(安全衛生教育)

第13条 館長は、安全衛生に関する知識及び技能を習得させることによって労働災害防止に役立たせるため、次の教育を行う。

- (1) 雇入れ時教育、作業内容変更時教育
- (2) そのほか安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育

2 職員は、本館の行う安全教育に積極的に参加しなければならない。

(健康教育等)

第14条 館長は、職員に対する健康教育、健康相談及びその他職員の健康の保持増進を図るため、必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努める。

2 職員は、前項の館長が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努める。

(病者の就業禁止)

第15条 館長は、伝染病の疾病その他の疾病で、法令で定めるものに罹患した職員に対し、その就業を禁止する。

2 館長から就業禁止を指示された職員は就業してはならない。

### 第4章 職場環境の整備

(環境の整備)

第16条 本館は、館内における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境の形成に努める。

- (1) 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

- (2) 作業方法の改善
- (3) 休憩施設の設置又は整備
- (4) その他快適な職場環境を形成するために必要な措置  
(保護具、救護用具)

第17条 本館は、保護具及び救護用具の適正使用・維持管理について、職員に対して指導、教育を行うとともに、その整備に努める。

(機械・設備の点検整備)

第18条 本館は、機械・設備等について、法令及び館内点検基準に定めるところにより、点検整備を実施し、その結果を記録し保存する。

(整理整頓)

第19条 職員は、常に職場の整理整頓について適正管理し、常に職場を安全で快適かつ機能的な状態に保持する。

#### 第5章 健康の保持増進措置等

(健康診断)

第20条 館長は、職員に対し法令の定めるところにより、健康診断を行う。

- 2 館長は、健康診断の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医の意見を聴く。
- 3 館長は、産業医の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の健康状態等を考慮して、就業場所の変更、作業の転換及び労働時間の短縮等を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置、その整備及びその他の適切な措置を講ずる。
- 4 館長は、健康診断を受けた職員に対し、法令の定めるところにより、当該健康診断の結果を通知する。
- 5 館長は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。

(健康診断受診の責務)

第21条 職員は、前条第1項に基づき行う健康診断を受診しなければならない。ただし、館長が指定した医師が行う健康診断を受診しない場合は、他の医師による健康診断結果を速やかに館長へ提出しなければならない。

#### 第6章 雑 則

(秘密の保持)

第22条 職員の安全及び衛生に関する事務に従事する職員及び従事したことのある職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月12日から施行する。